

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2424号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

地域の仕事に携わる人々の頭を片時も離れないことばの一つが「社会資本」だろう。最近の改革論議の中で避けて通れない重要課題である。日本で「社会資本」といえば、「道路タム・橋など、安全で快適な社会基盤を築く資本ストック」のことだし、「社会資本の充実は景気対策としても重要な政策」だといわれてきた。ところが昨年英国で取材中にひとりの「社会的起業家」と出会い、この定義は日本だけが狭い意味に限定して使ってきた考え方ではないか、と思えてきたのだ。

英国の社会再活性化の先頭に立っているこのひとは、「社会資本」という言葉を、「市場の資本」(Market Capital)つまり利益を生む「お金の」みを目的とした「お金」と対比して使った「社会資本」(Social Capital)



雪国体験(新潟県牧村)

とは「市場の資本」とは対照的に「社会をよりよくするために使う資本、お金」だというのだ。そうなる「社会資本」は物理的な建造物や構造物だけを指すのではないのかもしれない。

この疑問について帰国後色々な

二十一世紀の『社会資本』

NHK国際放送局長

今 井 義 典

方々と議論しているうちに、一つの可能性が浮上した。戦後日本が復興期から高度成長期にいたる過程で、経済成長のためにあらゆる資源を優先的に注ぎ込まねばならなかった。そのとき英語の「ソーシャルキャピタル」という言葉に注目して、意図的に間

違つてか、「経済成長を支える土木構造物の建設」という狭い概念に解釈したのではないか、というのだ。

この説の当否はともかく、二十一世紀の「社会資本」の整備を議論するとき、より大きな概念に立つて地域のあり方やコミュニティ造りの手法をあらためて見直してみる必要があるのではないだろうか。

日本が現下の経済の低迷や政策の混乱から近い将来抜け出せたとしても、二十一世紀の日本を再構築するには、限られた資本を有効に使うことが最優先される。そのとき重要なのは、いかに個々の地域の主体性を尊重するか、そしていかに市場メカニズムを利用して効率的に公共サービスを提供するかという点だ。それが真の社会資本、「社会のためになるお金の使い方」ではないだろうか。

活 動	医療保険制度・厚生労働省試案に対し意見 = 全国町村会ほか.....(2)
政 策	米政策改革大綱決定(3)
フォーラム	「ゆとり」と「うるおい」、 「古いも若きも心豊かな美山村」をめざして = 和歌山県美山村(6)
情 報	カプセルNOW&NEW(10)
随 想	健康な毎日を 栃木県町村会長・黒羽町長 齋藤典男.....(11)
情 報	政策レーダー(12)

も く し

厚生労働省試案に対し意見 —医療保険制度の一本化等について—

全 国 市 町 村 会 会
全 国 保 險 中 央 会 会
全 国 健 康 保 險 中 央 会 会

全国町村会、会長 山本文男、福岡県添田町長)と全国市長会、国民健康保険中央会は十二月十九日、十七日に厚生労働省が示した「医療保険制度の体系の在り方」診療報酬体系の見直し」について、厚生労働省試案(に対して、次のとおり意見を表明した。

厚生労働省試案について

全国市長会、全国町村会及び国民健康保険中央会の国民健康保険関係団体は、国民全体の給付と負担の公平を図り、安定した財政運営による国民皆保険体制を堅持するため、すべての国民を通ずる医療保険制度の一本化を主張してきた。

今般、厚生労働省試案として、「医療保険制度の体系の在り方について」が公表され、同試案において給付と負担の公平の観点から医療保険制度の一元化を目指すことが示されたところであるが、医療保険制度の一本化の視点からみると、主に、次のような課題がある。

一、医療保険制度の一元化について

国民健康保険は、著しく加入者の平均年齢が高く、所得が低いといった構造的な問題を抱えており、その財政運営は、市町村がやむを得ず

行っている一般会計からの多額の繰入れによって、かろうじて運営されているのが実態である。しかし、地方財政は益々厳しさを増しており、一般会計からの繰入れはもはや限界という危機的状況にある。

今回の試案においては、「医療保険制度の一元化」が示されているが、その内容は、被用者保険と地域保険との制度間の調整が極めて不十分なものとなっている。国民健康保険の構造的な問題を抜本的に解決し、すべての国民に通ずる給付と負担の公平と国民皆保険制度の堅持を図るためには、国民健康保険と被用者保険との制度間を通じた一元化が不可欠であり、その道筋を明確にする必要がある。

二、都道府県を単位とする保険運営について

試案において、将来の保険運営を都道府県単位で行うこととし、そのため医療保険各保険者の再編・統合を進めていくこととしていることは、将来の制度の一本化の方向からみれば評価できるものである。

しかしながら、国民健康保険について言えば、保険者を都道府県単位にするだけでは財政運営は改善されることはなく、さらに保険者機能・保険料(税)徴収等の問題が生じることが懸念され、これらの問題の解決も含め国民健康保険の財政運営の

改善に繋がるような財政措置等を併せて講じる必要がある。

また、政管健保では財政運営のみを都道府県単位とし、健保組合等では全国展開健保組合を存続させるなど、保険者の再編・統合のあり方が国民健康保険の方向性と異なっており、統一性が取れておらず、制度の一本化の実現を図ると言う観点から問題である。

三、高齢者医療制度について

高齢者医療制度については、「制度を通じた年齢構成や所得に着目した財政調整を行う案」及び「後期高齢者に着目した保険制度を創設する案」の二案が示されており、前者の案については、年齢調整を全年齢に拡大しており、それなりに評価できるものである。

しかし、いずれの案とも多くの問題があり、制度の構築にあたっては、次のような対策を講じる必要がある。

(1)「制度を通じた年齢構成や所得に着目した財政調整を行う案」では、各保険者の負担の不均衡を生じさせないため、年齢構成や所得について保険者間で調整を行い、被保険者間の保険料負担の公平を図ることがねらいであると明記されている。しかしながら、この案では所得に着目した調整が、国民健康保険・被用者保険それぞれの制度内において行われ

ることになっており、これでは国民の間の負担の不均衡は是正されない。よって、医療保険の全保険者による年齢構成及び所得に着目した調整を実施すべきである。

(2)「後期高齢者に着目した保険制度を創設する案」では、後期高齢者の自立を基本として、七十五歳以上の後期高齢者を対象とした医療保険制度を構築する内容となっている。しかし、この制度では若年者からの負担が加入者数に応じて支出することから所得の低い国民健康保険の被保険者が過重な負担になるとともに、一人当たり医療費が高い六十歳から七十四歳の中高年齢層が多い国民健康保険に負担のしわ寄せがくることは明らかである。また、財政試算においても、国民健康保険の負担が現状よりも増大することは、大きな問題である。よって、若年者負担の在り方及び七十四歳未満の医療費の公平な負担について必要な対策を講じるべきである。

上記のことから、今年度中に策定する基本方針については、国民健康保険関係団体の意見を十分尊重し、国民健康保険が抱える構造的な問題を解決するとともに、医療保険制度の一本化への道筋を明らかにするよう要請する。

政 策

米政策改革大綱決定

国による生産調整配分 平成20年度までに廃止

これに伴い、農水省の財政負担も増大。生産調整に協力している農業者と共に資金を拠出し、米価下落時に一定割合を補てんする「稲作経営安定対策」や、麦や大豆への転作奨励金などで、年間の財政負担は約三千億円にまで増加している。財務省によると、過剰米処理と生産調整で

コメの生産過剰対策として、国による生産調整が本格的に始まったのは昭和四十六年度。当時の目標面積は約五十五万ヘクタールだったが、豊作続きと国民の消費量の減少などに伴い平成十三年度には一〇一万余ヘクタールにほぼ倍増し、全国の水田面積の四割近くを占めるまでになっている。

増大する生産調整関連予算

政府・与党は平成十四年十一月、国によるコメの生産調整（減反）配分を平成二十年度までに廃止し、農業者・農業者団体が主体的に調整する体制へ移行することを柱とする「米政策改革大綱」を決定した。農家に自己責任を求め、自身の経営判断に基づき「需要に応じた売れるコメづくり」を促す。野菜や果物など他の農産物に比べて主業農家の割合が非常に低く、零細分散型といわれる国内稲作農業の改革を進め、認定農業者らの担い手が稲作の大宗を占める農業構造への脱皮を図るのが狙いだ。

農水省は今後、地域の実情に応じて柔軟に稲作の構造改革を進めることができるよう、全国一律となつて現行の助成金体系を抜本的に見直す。市町村単位で地域水田農業の将来像を示した構造改革計画を策定してもらうとともに、「産地づくり推進交付金」を各都道府県段階に基金として造成し、構造改革計画に基づく地域の取り組みを支援する体系に改める。平成十六年度予算概算要求に具体案を盛り込み、同年度から新体系に移行する方針だ。

現在までに要した財政負担は計六兆円余に上るといふ。

政府予算全体のうち農林水産関係予算は近年、縮減傾向が続いており、平成十五年予算案は三年連続の減額となることが決まった。こうした情勢下では、生産調整関連予算が農水省内の他分野の予算を圧迫しているのが実情で、農水省官房予算課は「生産調整予算は砂漠に水をまくようなもの。抜本改革は避けられない」と指摘していた。

特に、コメと麦の関連予算を所管する食糧管理特別会計は、平成十三年度に調整資金残高が赤字に転落。平成十四年度には六百億円程度の単年度赤字が見込まれており、財政再建のためにもコメ政策の抜本改革は不可避の情勢となっていた。

生産現場で不満と摩擦

生産調整は現在、国が目標面積を決定し、農業者団体の意向なども踏まえて都道府県別の面積を割り当てている。その後、都道府県が市町村へ、さらに市町村が農業者へと目標面積を割り当てていく仕組みだ。

しかし、各都道府県への配分面積の根拠は、食糧庁が「説明できない」と公然と話すように、歴史的な経緯も含めて決まっており、従来から極めて不透明だと指摘されていた。水田面積に占める生産調整目標面積の割合を示す転作率は、平成十五年度で見ると、最も高い東京都の六一・六％から、福井県の二八・三％まで大きな開きがある。

食糧庁幹部は、「この三〇年間、説明がつかなかったことが生産調整を推進する際に障害になっていた」と認める。「コメを作りたいのが農業者の心情であるのに、作らないように説得しなければならぬ」ために、市町村の担当者は国が決定した計画とそれに対する農業者の不満の狭間で毎年多大な労苦を強いられている。また、生産調整は地区全体で達成しないと加算金が支給されない仕組みになっていることから、生産調整に協力している農業者と協力しない農業者との間で摩擦を生じているのが実情という。

米政策改革大綱は、稲作が抱えるこれら諸問題を解決するための処方箋としてとりまとめられた。

面積管理から数量管理に

改革に当たっては、透明性の確保を大きな目標に掲げている。具体的には、学識経験者や農業者団体らで構成する第三者機能的な組織として「全国米需給検討会議」（仮称）を設置。同会議から助言を得るなどしながら、国が生産目標数量を含めた需給情報を公表し、農業者・農業者団体に提供する。農業者・農業者団体は需給情報を基に、生産目標数量を主体的に配分する仕組みにする。

生産調整の手法は前段で記したように、現行の「面積管理」から、生産目標数量を配分する「数量管理」に切り替える。現行手法は、「一割減反、二割増産」（食糧庁幹部）と言われ、農業者が作付けできる水田の生産効率を最大限に引き上げようとすることから、実際には予測した以上の収穫が上がってしまい、生産調整の効果が減殺されるデメリットがあった。このため、数量管理に移行することでこうした欠点の是正を狙う。農水省では、「コメを作らない」というネガティブな生産調整面積配分から、これだけ作るといふポジティブな生産目標数量配分という仕組みになるのが大きな違いだ」と説明している。

数量管理の実施に当たって、農業者に対しては作付け目標面積も併せて配分する。生産目標数量を作付け面積目標に換算する際には、市町村が地域事情を考慮した単収を設定で

きるようにする方針だ。生産目標数量を達成しているかどうかは確認が困難なため、作付け面積で確認する。数量管理への移行は、農業者・農業者団体が主体的に生産調整を実施するシステムへの移行に先立って、平成十六年度から実施する方針。

農業者団体は猛反発

大綱は、農業者・農業者団体が主体となる生産調整システムへの移行を平成二十年度に設定。また平成十八年度に体制整備の状況を検証し、可能であれば平成十九年度に一年前倒して移行するとしている。この点が農水省と農業者団体、および農業関係議員の間で最も議論となった部分だ。

国による生産調整配分の廃止をめぐっては、平成十四年十月に食糧庁の「生産調整に関する研究会」（座長・生原寺真一（東京大学大学院教授））において、三年後をめどに廃止することを含めた複数案が提示された。これに対して全国の農協を束ねる全国農業協同組合中央会（全中）は、「国の責任放棄だ」と猛反発。研究会の議論は大激論となった。全中が反発した背景には、農業者の農協離れが進み、生産調整システムを取り仕切ることが難しくなっていることもある。

調整は最後まで難航したが、最終的に大綱は、需給調整システムについて、「農業者・農業者団体が主役と

なるシステムを国と連携して構築する」と国のサポートを明記。また、現行食糧法を改正して国と地方自治体の役割を明確に位置付けることを盛り込むことで双方が折り合い、決着した。具体策としては、農業者団体が作成した生産調整配分計画を国が認定することなどが検討されている。

全国一律助成から転換

大綱は、生産調整手法の大転換に加えて、全国一律となっている現行の助成金体系を抜本的に見直し、「産地づくり推進交付金」を都道府県段階に基金として創設する方針を打ち出した点で、全国各地の農業行政に今後大きな影響を与える。

現行の助成金体系は、地域事情を考慮していないために全国一律のばらまきとも批判され、「稲作経営安定対策は必要ないが、その分転作奨励金を手厚くしたい」「稲作経営安定対策の補てん割合を独自に引き上げたい」などといった地域独自の要望に柔軟に答えられなかった。

こうした点を踏まえて農水省は、産地づくり推進交付金を創設し、地域のアイデアを尊重した助成金体系に再編することとした。具体的には、国が定める算定基準に基づき、各都道府県に安定した交付金を支給。市町村と農協などで組織する「地域水田農業推進協議会」（仮称）が、地域水田農業の将来像を盛り込んだ構造改革計画に基づいて関連施

策を推進する際に役立ててもらおう。

農水省は今後、産地づくり推進交付金の使途に関するガイドラインを策定する方針。具体的には、米以外の作物の生産、加工用など特色ある米生産、消費者ニーズを重視した有機栽培の取り組みなどの類型を想定しているが、平成十五年度に地方自治体などの提案も受け付け、地域事情に柔軟に対応できるガイドラインにしていく考えだ。

米価下落対策は都道府県判断に 助成金体系の抜本改革に伴い、米価下落影響を緩和するために国と農業者の拠出により平成十年度から実施している稲作経営安定対策は廃止され、代替制度が創設される。ただ、現行制度と抜本的に異なるのは、米価下落対策を講じるか講じないかの選択を都道府県に委ねている点だ。都道府県が対策を講じることを選択した場合には、産地づくり推進交付金の中から支出することになる。

代替制度の中身について農水省は、生産調整に協力する農業者を対象に、直近三年間の自主流通米平均価格を基準価格として、当年産が基準価格を下回った場合に、六十キロ当たり固定部分で二百円、変動部分で下落幅の五割を補てんする仕組みを例示している。また稲作経営安定対策において国と生産者で三対一となっている拠出割合は、代替制度では一対一となっており、農業者に

政 策

とっては厳しい内容と言える。農水省では、米価下落に対する補てん単価や対象者の設定を都道府県の裁量に一定程度委ねる方針を打ち出している。

過剰米の区分出荷、どう担保

大綱の決定に向けては、国による生産調整配分の廃止以外にも、特に過剰米対策をめぐって農業者団体との調整が難航した。農水省と農業者団体との間で考え方の隔たりが大きかったため、ワーキング・グループを設置して両者のすり合わせが行われた。

その結果、農業者自身による販売努力を重視した「過剰米短期融資制度」を導入する方針が決まった。同制度では、生産目標数量を上回った過剰米を農業者が区分出荷して市場から隔離した上、農業者の申請に応じて六十キロ当たり三千円を国が設立する「安定供給支援法人」が融資する。融資から一年後の返済期限までに農業者がコメを売ることができれば融資額を同法人に返済し、売れ残ってればコメを担保として法人に差し入れる仕組み。三千円の根拠は、法人が担保として加工用のコメとして販売しても財政負担を負うことのない程度となっている。

区分出荷をめぐっての課題は、行政による事務処理が可能かどうかだ。農水省では、都道府県や市町村が農業者に対して区分出荷をきちんと行うよう指導することとしている。

る。しかし、事務手続きが膨大になる可能性も指摘されており、生産現場での実行可能性などについて食糧庁の「生産調整に関する研究会」に専門委員会を設け、さらに具体的に検討する考えだ。

担い手に支援策を重点化

大綱では、稲作の構造改革に向けて、国が講じる支援策を認定農業者ら担い手に重点化する方針を明確に打ち出した。一定規模以上の水田を経営している担い手を対象に、生産調整への協力を前提に米価下落対策に上乗せする形で所得安定対策を講じるのが柱だ。加入対象となる認定農業者は、北海道で十ヘクタール、都府県で四ヘクタールの水田経営規模があることが求められる見通し。

また、現在は位置付けが曖昧な集落営農のうち、生産資機材の購入から農産物の販売までを一元的に実施しているほか、一定期間内に法人化を目指しているなど、組織力が認められるものを「集落型経営体」として新たに位置付け、二十ヘクタールの水田経営規模があることを条件に、同じく所得安定対策の加入対象とする方向で検討している。

担い手への施策の重点化に伴い認定農業者制度の重要性もより高まることになる。農水省は現行の認定農業者制度は各市町村で運用にばらつきがあるとして、第三者機関を設けて客観性を設けるなどの対策を講じる方針だ。

また、水田整備については、農業農村整備事業の主要事業で新規の区画整理を実施する「ほ場整備事業」を廃止し、担い手の育成と農地の利用集積を主な採択要件に掲げた「経営体育成基盤整備事業」を創設する方針を打ち出した。すでに平成十五年度予算案に盛り込まれており、ハード面からも担い手の育成を誘導することとしている。

外患も抱える国内農業

米政策改革大綱決定に向けた議論では、平成十五年三月末の市場開放の大枠(モダリティ)確立に向けて交渉が本格化している世界貿易機関(WTO)新ラウンド農業交渉が与える影響は実質的に切り離された。米国やオーストラリアなどの農産物輸出国は関税の一律大幅削減を主張しており、農産物に応じた柔軟な関税引き下げ方式を主張している日本との隔たりは大きい。

政府・与党は、こうした内憂外患の状況下で、取りあえず内憂の処方箋を出した。しかし、WTO農業交渉の行方次第では、コメの輸入が大幅に拡大し、国内の稲作が深刻な打撃を受ける懸念も拭き取られていない。

(時事通信社 梅澤幸治)

新刊紹介

自然と共生する

田園環境の創造に向けて
食料・農業・農村政策審議会
農村振興分科会農業農村整備部会
企画小委員会報告
及び 同部会技術小委員会報告
田園環境創造研究会編

新世紀を迎え、国民の環境への関心の高まりなどを背景に、土地改良法改正により農業農村整備事業実施に当たつての原則として「環境との調和への配慮」が位置付けられた。この事を受け、農林水産省は、農業農村整備事業を環境との調和に配慮することにより、安全な食料供給とあわせ、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業へと転換。

農業農村整備の実施に当たっては平成十五年度から全ての事業で環境との調和に配慮することとし、関係市町村には環境配慮のベースとなる「田園環境整備マスタープラン」の作成が求められることとなった。

本書は、この動きに対応して「自然と共生する田園環境の創造」に貢献して行くために必要な視点・留意事項をまとめた小委員会報告「農業農村整備事業における環境との調和の基本的な考え方」及び「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」を収録。

参考図及び関連通知を収録した。農業農村整備事業に携わる関係者必携の書として一読を薦めたい一冊。

公共事業通信社発行
A5判カラー 三七〇頁
電話・〇三 三八一四 七七八一

現 地 レ ポ ー ト

平成14年度過疎地域自立活性化優良事例
全国過疎地域自立促進連盟会長賞受賞

『ゆとり』と『うるおい』、
『心豊かな美山村』をめざして、
『老いも若きも』

和歌山県 み やま むら
美山村



フォーラム



◆美山村の概況

美山村は、和歌山県のほぼ中央部を東西に蛇行する日高川の中流部山岳地帯に位置し総面積一六八・六二km²を有しています。

地域のほとんどが山岳に覆われており、林野率が九四%となっています。

気候は、南海型気候区に属し、比較的温暖多雨で、山間地域の気象特性から、夏季と冬季の気温差は大きく、積雪も年間二〜三回程度あり、交通への影響もありません。

美山村の前身は、明治二十二年町村制施行により成立していた川上村と寒川村で隣接した両村が各般にわたり類似した立地条件のもとにあり、共存共栄の立場から将来の発展を期するために昭和三十一年町村合併促進法の適用を受けて合併し、美山村となりました。

元来、本村は、林業と筏師の村で、日高材として良質の松、杉、檜などを日高川流域で伐採し、

もっぱら筏で流下させました。流筏技術は非常に優れており、春から夏にかけて中国大陸のヤール川（鴨緑江）まで盛んに出稼ぎに行っていたほどでした。

しかし、昭和二十八年（一九五三年）七月に未曾有の大洪水が日高川流域を襲い、多くの家屋が全半壊し、尊い人命が奪われました。

また日高川流域の安全を確保するため、日高川総合開発計画が策定され、先祖伝来の土地・家屋を湖底に沈め、住み慣れた土地を後にされた方々の篤志のうえに、昭和六十三年（一九八八年）三月に県営椿山ダムが完成しました。

本村は、日高川下流都市民の安全を守るという役割とともに、豊かな自然を受け継いでいます。美山村の名称には、「美しい山々に囲まれている」という意味と、「私

達みんなで美しい山を育て、立派な林業村にしよう」という思いが込められているのです。

◆自然とのふれあい四季折々のイベント

県営椿山ダムは、本村の中央部に大きな空間を生じさせ過疎化現象に一層の拍車がかかりました。こうした中、ポスト椿山ダムを最重要課題として位置づけ、本村が有する豊かな自然環境や歴史・文化資源を活用し、「リフレッシュエリアみやまの里」の整備充実に努め、都市との交流促進や観光・レクリエーションの振興を図っているとあります。

また、四季折々にイベント等を開催し地域住民の連帯感の向上を図るとともに、地域の活性化を目指しています。

その主なものは、三月に開催される「紀の国美山マラソン大会」の「フル・ハーフ・五km・三km」は、本年で第九回目を数え、村民の四割にあたる約一、〇〇〇人のランナーが、早春の自然豊かな美山路を駆け抜けま



リフレッシュエリアみやまの里

す。勿論各種団体



紀の国美山マラソン

からは大会ボランティアとして活躍し、沿道では村民総出の応援となります。この大会はランニング情報誌の読者投票で『全国ランニング大会一〇〇選』の三〇位に選ばれるほどの人気大会として定着しています。

五月には「リフレッシュエリアみやまの里」の森林公園に日本一の長さ（一、六四六m）を誇る藤棚ロードと青葉若葉があふれる中「みやまの里ふじまつり」を開催。期間中には約一〇、〇〇〇人の人出で賑わい、色彩豊かな情景と心安らぐふじの香りを満喫できます。

六月には、近年村内の小河川にホタルが数多く飛び交う姿が見受

フォーラム

みやまの里ふじまつり



権等も兼ねた大会で近畿圏から約三〇〇人の体力自慢のアスリートが限界に挑みます。

十月には、樺山ダム湖を活用した県下唯一の公認コースにおいて漕艇競技「美山レガッタ大会」を開催。

十一月には、村民が一堂に会する村挙げてのイベント「美山村産業まつり」を開催。本年度で第一八回目を数えます。農林産物品評会、枝打ち、梅剪定等の講習会も実施し特産品の資質の向上と、村民相互の連帯意識の高揚を図り、地域の活性化を目指しています。

また、村外からの来場客も多く特産品の椎茸、自然薯等のみるみる売約済みになるほどの盛況を呈

けられるようになり自然環境浄化のパロメータともいわれるホタルが、再び増加に転じたこの機会に「美山村ホタル祭り」を開催。本年度で第七回目を数えます。昼間は、小川で川魚のつかみ捕りや親子釣り大会、夜はホタルが織りなす幻想的な世界を満喫できます。

本村の自然の豊かさをアピールするとともに、ホタルの生息できる自然環境を守り育てていく運動を地域あげて取り組んでいます。

七月には、樺山ダム周辺において鉄人レースとも呼ばれる「トライアスロンin紀の国美山大会」(スイム一・五km、バイク四〇km、ラン一〇km)を開催。

一般・学生の近畿ブロック選手



美山村産業まつり

しています。

最近では、友好姉妹都市提携を交わした大阪狭山市からもたくさんの方々が見えられ交流を深めています。

こうしたダム周辺でのイベント等により少しは全国的な知名度もアップしてきています。

◆都会を離れ山人になろう！
森林作業員「グリーンキーパー募集」

昭和五十九年に各方面で活躍する住民で組織(村長の委嘱)する産業振興会議が発足。

林業・農業・商工観光の三部会でそれぞれの分野から明るく潤いのある村づくりに向けた提言を行ってきています。

美山村は、地域のほとんどが山林に覆われ、林業を取り巻く状況が極めて厳しい中で、林業労務者の高齢化が進み、後継者不足に悩んでいます。

そうした状況の中、平成六年七月、産業振興会議の林業部会に労務対策検討会が発足。

林業振興について調査・検討を重ね平成七年三月に「グリーンキーパー支援事業」の骨子となる案を村長に提言し、村は、平成七年六月に「グリーンキーパー21基金条例」を制定しました。

この基金制度は、美山村森林組合が新規に採用する森林作業員(グリーンキーパー)に要する、給料・賞与・諸手当・法定福利費・就職支度金等の二分の一を採用から二年間助成するものであり毎年三人、平成十六年度までの十年間で三〇人の採用を目指しています。

グリーンキーパー募集に当たっては、都市部からのイターナー者ターゲットとし、就職情報誌に求人広告を掲載するなど幅広く人材獲得に努めるとともに、応募者に対しては入念な就職説明会や個人面談、作業体験を実施し、仕事内容を十分理解してもらった上で選考・採用しています。

採用後の受け皿となる住居も、平成七年度以降、グリーンキーパーが優先的に入居できる戸建住宅促進住宅を年次的に整備。平成八年度には独身用集合住宅も整備しました。

こうした取り組みにより平成十三年度までに一九人が採用され、うちイターナー者が一八人を占め、その後健康上の理由等で二人が退職したものの、厳しい労働条件の中で一七人が定着し就職後結婚した三人の家族を含め四五人が定着しています。

このことが閉塞感のあつた山村

フォーラム

グリーンキーパー：村芝居の復活にも一役



に新風を吹き込み、後継者不足で途絶えていた村芝居がグリーンキーパーとその家族の積極的な参加により復活したり、高齢農家の梅栽培にグリーンキーパーが協力するなど、地域の活性化にも結びついています。

定着されたグリーンキーパーに現在の心境を聞いてみました。

ここにきて良かったことは？

ストレッチがなくなり腰痛や肩こりもなくなりました。子どもも学校が楽しいと喜んでいきます。子どもとの会話も多くなりました。

美山村は、人も土地も私にとって一番理想的なところです。のびのびと過ごせるところがいいですね。夫婦の会話も増えて妻の文句

も少なくなり家庭が明るくなりました。四季を感じながら自然の中で働くのは気持ちいいですよ。しんどい分だけご飯もおいしく食べられるようになりました。山で働くということは、体も家計もしんどいですが、それに優る充足感や暮らしの安らぎがあり満足しています。等の声が聞きました。

一方グリーンキーパーの指導に当たる堺さん（県知事の提唱でスタートした、地域の特色を生かして活躍している人を顕彰する「ふるさと名人・紀の人」賞を平成十四年十一月受賞）にも一言いただきました。

◆今後の課題

私たちが若い頃は、技術は親方のすることを覚えてきたものですが、今では山道の登り方から丁寧に教えています。その方が効率的ですし、お互いのコミュニケーションも深まっていますよ。私も体の動く限りこの仕事を続けて、できるだけ若い人に自分の技術を伝えて世代交代ができればいいと思っていますから。とのことでした。

日本の社会・経済情勢は、少子・高齢化や情報化の急速な進展の中で介護保険の誕生や地方分権の推進による国と地方の新しいシステ

◆今後の課題

ムへの転換、また経済的規制の撤廃・緩和や様々な分野におけるグローバル化など、従来の社会構造を大きく変化させる大幅な改革が現実のものになってきています。

さらに地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模に及ぶ環境問題が顕在化してきています。

直面の課題としては、市町村合併問題があります。現在、美山村は日高川をともに文化の源とする中津村・川辺町の三町村により任意の合併協議会を発足させ平成十七年三月の法期限までの合併を目指し協議を重ねています。

これら社会・経済情勢の変化や環境問題、市町村合併問題をはじめとする様々な諸課題に、恵まれた自然環境や歴史・文化資源を積極的に活用すると共に、地域の特性や、地域が築いてきた様々な実績を維持し発展させ、ここに暮らす人々の笑顔が絶えない、美しい輝きのある地域を目指し、村民と一致団結して取り組んでいきたいと考えています。

尚、最後になりましたが、今回「グリーンキーパー支援事業」が全国過疎地域自立促進連盟会長賞という素晴らしい評価をいただきましたこと、関係各位に深く感謝申し上げます。

(美山村企画室長 今北善美)

◆今後の課題

「あなたの思いをカタチにします。」

ヒ ッ ト ス ー パ ー 定 期
ト リ プ ル カ ー ド ロ ー ン ・ 住 宅 ロ ー ン
ビ ッ グ 2年・5年 不 動 産

住友信託銀行

資料をご希望の方は、電話でご請求ください。テレフォンバンクセンター ☎0120-780-890
音声ガイドにしたがってお客様サービス ☎資料のご請求 ☑を押してください。
オペレータが資料請求をうけたまわります。受付時間(銀行休業日を除く)月～金曜日)

ひとまず預けて、いつでも納得運用

●お申込みは100万円以上1円単位。
●お引出しや本商品からの預替は、1円単位で原則いつでも可能。
●当社による元本補てん、利益の補足はありません。
●お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほアセット信託銀行 ☎0120-081506
受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

情報

カプセル Now & New

野菜の長期保存に 北海道 雪室を開放 沼田町

町は、雪水エネルギーの試験研究、農産物の保存、生涯学習総合センターの雪冷房などのため、雪をためる貯雪庫と雪室で構成される「雪の科学館」を開設しているが、同科学館の約二・三㎡の雪室を町民に無料開放し、自家野菜の長期保存などに利用してもらっている。

ファクスを使い郵便局 秋田県 八森町

町は、遠隔地の町民が手軽に窓口サービスを受けられよう、町内の南北両端にある二つの郵便局にファクスなどの専用機器を設置し、住民票の写しなど五種類の証明書を発行するサービスを実施している。両郵便局から申請書を送信すると、約五分で諸証明書が発行される。

住民投票条例を制定

群馬県 中里村

村は、村政運営上の重要事項についての意思決定を直接村民に問う住民投票条例を制定している。同条例では、住民投票の発議や村長に対する請求、村民・村議会・村長は投票の結果を尊重しなければならないこと、投票についての運動は自由に行えることなどを規定している。

広報紙に意見はがきを 埼玉県 伊奈町 添付

町は、まちづくりに対する意見や提案を募集するため、全戸

配布の広報紙に切り取り式で、料金受取人払いのはがきを付ける試みを行った。幅広い町民から意見やアイデアを寄せてもらい、町政に反映していく。今後定期的にはがきをつけていくことを検討している。

名水百選の湧水を 山梨県 長坂町 常時観察

町は、八ヶ岳の麓にあり、名水百選に選ばれている三分一湧水(さんぶいちゆうすい)の気温、水温、水の電導度の常時観察を実施している。測定データは、湧水の近くに建設される、三分一湧水館(仮称)で表示していくとともに、長期間保存して水質の一定の目安にしてい

小・中学生まで医療費 新潟県 刈羽町 助成の対象を拡大

少子化対策の一環として村は、幼児医療費助成制度の対象を小・中学校在籍の児童・生徒まで拡大している。県の医療費助成は、通院が三歳未満、入院が四歳未満を対象にしているが、村は独自の上乘せ助成を行い、県内では初めて義務教育課程の児童・生徒まで助成を上げた。

「春江町百科親書」を作製 福井県 春江町

町は、町制六〇周年記念事業の一環として、町の伝説や自然、行事、生活などを紹介した冊子「春江町百科親書」を作製し、全世帯に配布した。一〇〇人以上の町民も加わってコラムを執筆するなど、町民参加で作製したのが特徴。冊子は一六〇

ページのポケットサイズ。

新興商店街の集客 イベント等を補助 静岡県 大東町

十数年前から整備されてきた商店街と、ここ数年で形成された新興商店街がある町は、新旧二つの商店街が相互に連携して行う歩行者天国等で、新興商店街が実施する集客イベント等を補助する事業を実施した。町の中心市街地活性化がねらい。

企業立地奨励金 愛知県 田原町 交付要綱を制定

町は、東三河臨海部への企業立地を促進し、産業活動を活性化させて雇用促進など地域経済の活性化につなげようと、企業立地奨励金交付要綱を制定している。交付する額は固定資産税納付額に相当する額で、上限は設けていない。交付期間は最初の課税年度から三年間。

『ちよっとてれくさい孝行』のメッセージを発刊 兵庫県 加美町

町は、同町市原地区が孝行の里づくりの一環として募集してきた、孝行をテーマにしたメッセージを『ちよっとてれくさい孝行のメッセージ』として発刊した。寄せられた一万数千点から一五六点を選び、「ほんわか」「しみじみ」「ほろり」の三部構成で掲載している。

生ごみ処理機の 岡山県 山陽町 半額を補助

町は、一般家庭から出る生ごみを減量していくため、生ごみ処理機の購入費を補助する制度を実施している。対象は生ごみ

の分解酵素菌入り容器、土中のバクテリアに生ごみを分解させるコンポスト、電気式生ごみ処理機などで、購入費の半額、最大三万円までを補助していく。

「コストアピール運動」佐賀県 嬉野町 を実施

町は、公共工事やイベント等でコストを表示する「コストアピール運動」を実施している。町民に税金がどのように使われているかを知らせるとともに、職員のコスト意識醸成がねらい。公共工事やイベント等での看板や印刷物に、事業にかかった費用や担当課等を記していく。

証明書交付業務を 熊本県 坂本村 郵便局に委託

村は、山間部の百済来郵便局に住民票などの証明書交付業務を委託した。これまで百済来出張所で臨時職員が業務に当たってきたが、行革の一環として委託することになった。証明書一通につき一六〇円の委託料を郵便局に支払うが、年間二〇〇万円近くの経費節減になるとい

海洋深層水を販売 鹿児島県 下甕村 する会社設立

村は、民間企業などと協力し、海洋深層水を取水・販売する「しき海洋深層水株式会社」を設立した。水深三五〇mから一日三〇〇〜四〇〇トンを取水し、ミネラルウォーター等の製造に充てる他、鹿児島大学などと協力し活用を研究する。

カプセル Now & New

随 想

健康な毎日を



栃木県町村会長
黒 羽 町 長
齋 藤 典 男

随 想

緑美しい八溝山系の山並みと平坦な田園地帯、さらに町の中央には清流に恵まれた那珂川が流れ、四季折々の豊かな自然がいっぱいな黒羽町に生まれ、生活できることを誇りに思っております。

町長に就任して三期、十二年になります。健康を第一に考えながら、毎日仕事に励んでおります。

近年、週休二日制とともに余暇を利用した健康づくり、また生活習慣病の予防に対する関心が高まってきており、子どもからお年寄りまで気軽にできるスポーツも盛んに行われ、本町としても健康増進や心身のリフレッシュを図るために、町民一人一人スポーツを提唱し、生涯スポーツの振興を図っております。

これまで、町の活性化を図るため「芭蕉の里のまちづくり」を推

進し、各種の事業に取り組んでまいりました。特に、昨年（平成十四年）四月、町の中心市街地の活性化を図ることとして那珂川に歩道橋を建設しました。歩道橋の途中に、四季折々の那珂川を眺めるパルコニーを四か所設置、夜も歩行を楽しめる橋として簡単なライトアップも行っております。この橋の整備によって、町民の方々の健康づくりにも変化が現れ、これまで行ってきたウオーキングやジョギングの新たなコースとして利用者が増加しております。自然に溶け込んだ新たな憩いの場、町のシンボルとして観光客の増加に期待しているところでです。

私たちの食生活を考えてみても、日本人は古くから米を主食として生活して参りましたが、現在は食べ物の種類も多く、ほしいも

のや美味しいものがいつでも食べられる豊かな時代となって参りました。年々、平均寿命も延びてきており、わが国の平均寿命は男子七八・〇七歳、女子八四・九三歳と、世界でも有数な長寿国となっております。昭和二十二年には男子五〇・〇六歳、女子五三・九六歳と、この五十年間、男女とも平均寿命が延びたということであり

ます。これは、医療技術の進歩や生活環境の改善など、さらに栄養改善運動が体位・体格を向上させてきたという記事が載っております。しかし、平均寿命は延びましたが健康寿命は平均寿命と同じではないと指摘しております。これは、長生きはしているが、介護を要するお年よりの方が多いということでもあります。

生活の近代化、合理化とともに私たちの生活は、日常、体を動かす生活からテレビを見たり、IT革命の進歩によりパソコンに向かう動きの少ない生活に移り変わってきております。また、食生活においても手づくりから、手間や時間をかけないもの、外食へと変化してきているのが現状であります。便利で、考えによっては経済的でもあると思うかもしれませんが、しかし、このような生活リズムではエネルギー、脂肪などの摂

取過剰になりかねません。生活状態などを考慮し、運動と休養を十分に取った生活が必要であります。

健康は「身体的、精神的にも、また社会的にも完全に良好である状態」であるといわれます。変化の激しい現代社会の中、さまざまな欲求不満、不安な気持ちを体験します。過度のストレスをためることなく安定した生活を維持し、自分を見つめる余裕を持てる「こころ」が健康といわれております。私の健康法として、好きなゴルフをして楽しんでおります。

緑の芝生と四季折々の美しい自然に囲まれたコースでのプレー、汗を流すことはとても爽快な気分になれます。人それぞれ、いろいろなスポーツをし、健康管理に努めていると思います。これからゴルフを趣味として、自然環境の中で日ごろのストレス解消やお互いの交流を深め、自分に合った運動量で健康管理や体力の保持に努めて参りたいと思います。



政策リーダー

政策リーダー

平成十四年人口動態統計の年間推計まとまる 厚生労働省

厚生労働省は一月一日、平成十四年人口動態統計の年間推計を発表した。

同推計は、市区町村に届け出のあった国内に住む日本人の出生、死亡、婚姻、離婚、死産の数と三大死因について、昨年一月から十月の人口動態統計速報値から平成十四年の年間推計したものである。

出生数は一・五万六、〇〇〇人(前年比一・五万五、〇〇〇人減)、人口千人当たりの出生率は九・二(同〇・一減)に対し、死亡数は九七万八、〇〇〇人(同八、〇〇〇人増)、同死亡率は七・八(〇・一増)となっており、出生数から死亡数を差し引いた自然増加数は一七万八、〇〇〇人(同二万二、〇〇〇人減)、同自然増加率は一・四(同〇・二減)となっている。

三大死因による死亡数は、悪性新生物が三〇万四、〇〇〇人で第一位となっており、以下、心疾患一五万一、〇〇〇人、脳血管疾患二二万八、〇〇〇人となっている。悪性新生物は一貫して上昇を続けており、全死亡者のおよそ三人に一人は悪性新生物で死亡したことになる。

婚姻件数は七五万五、〇〇〇組(同四万五、〇〇〇組減)、同婚姻率は六・〇(〇・四減)に対し、離婚件数は二九万二、〇〇〇組(同六、〇〇〇組増)、同離婚率は二・三(同〇・〇四増)となっており、離婚については共に過去最高を更新している。

平成十五年 度 地方債計画まとまる 総務省は、平成十五年度の地方債計画をまとめた。

同計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が当面する政策課題に重点的・効率的に対応しようとする、所要の地方債資金を確保している。

計画の総額は、過去最高の一八兆四、八四五億円、対前年度比一・九%増となっている。このうち、普通会計分は、一五兆七、一八億円、同比一九・二%増(但し、地方財政法第五条の特例として発行される臨時財政対策債五兆八、六九六億円及び減税補てん債六、九四四億円を除いた場合、八兆五、〇七八億円、同比四・八%減)、また、公営企業会計分等は、三兆四、一二七億円、同比一・九%の減となっている。

地方単独事業については、地域の活性化に向け、喫緊の政策課題である少子・高齢化対策等を推進するため、地域活性化事業四、三一七億円を確保したほか、自主的な市町村の合併を推進するため、合併特例事業二、〇〇〇億円、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業一、〇九五億円確保している。

この他、地域活性化の基盤となる地方道、河川等の整備を推進するため、臨時地方道整備事業等臨時三事業に対し、一兆五、五八八億円、過疎地域の自立促進のための施策を推進するとともに、辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地及び過疎対策事業費三、七五〇億円を計上している。

「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定

政府は、この程エネルギーへのバイオマス利用を促進するため、「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定した。家畜の排泄物などの廃棄物系バイオマス、林地残材などの未利用バイオマス等をエネルギーとして利用することにより、地球温暖化の防止や農山漁村の活性化を図る。

同戦略では、具体的な目標として京都市議定書の第一約束期間の中間年である二〇一〇年を目途に、バイオマス処理量二〇トン/日程度のプラント(数町村規模を想定)で電力二〇%、熱八〇%程度。廃棄物系バイオマスを炭素量換算で九〇%以上、未利用バイオマスを同四〇%以上利用するシステムを五〇〇程度の市町村で構築する としている。

また、「バイオマス・ニッポン」の早期実現に向けて、関係省庁が取り組む具体的な行動計画を列挙。地域における創意工夫及び農林漁業、農山漁村の活性化の分野では、地方公共団体、地域等関係者によるバイオマス利活用の推進に向けた地域計画の策定等の促進、 地域の実態に合わせて本格的な生産と活用をイメージ化した「バイオマスタウン構想」(仮称)の提示、 農業用施設電源、農業資材等バイオマス由来のエネルギー及び製品の農林漁業における利用の促進 等を行うとしている。

政府は、バイオマス・ニッポン総合戦略会議を設置し、同戦略の積極的推進をはかる。